

指定管理者候補者の決定について

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで長崎市古賀地区市民センターの管理運営を行う指定管理者の候補者として次のとおり決定しました。

1 施設の名称 長崎市古賀地区市民センター

2 指定管理者候補者の名称 古賀地区市民センター運営委員会

3 指定管理者の候補者として決定した理由

市民センターは地域コミュニティの拠点施設であり、当該地域の住民若しくは住民の代表で構成された団体に管理させるため、古賀地区市民センター運営委員会を指定管理者の候補者として非公募により決定するもの。